

信州善光寺大勸進養育院の経営力

— 明治・大正期の財団法人化施設 —

○ 常磐大学コミュニティ振興学部 氏名 中村英三 (004368)
救護施設、善光寺大勸進養育院、財団法人

1. 研究目的

施設を設けた救貧事業がわが国で行われはじめたのは、明治に入って間もなくの事である。当時の日本政府の貧民救済策には、代表的な救貧立法である「恤救規則」(明治7年)が制定されていたが、この政策には、働く能力が残されている者や家族・親族等のあるものは「無告の窮民」として適用が制限されていた。さまざまな理由で生活が成り立たない弱者の多くは救済出来ない課題を抱えながら昭和6年まで継続された。

わが国の救貧事業の歴史を振り返ってみると、救貧事業がその時代の政策に従いながらも、独自の考え方を運営に反映しながら事業を展開していく様子を垣間見ることができる。長野県の救貧施設「大勸進養育院」の研究調査により、明治後期から大正にかけて行われた経営方法について資料をもとに調査することにより、財政面でどのような経過があったのか、また大正期の流れであった財団法人化への考え方について考察し、この当時の救貧事業が果たした役割について研究する。

2. 研究の視点および方法

研究対象である「大勸進養育院」は、1883(明治16)年、一地方都市である信州長野県長野市(当時長野村)で大衆信仰として親しまれていた信州善光寺において、生活困窮者や遺棄児童を救済するために創設された。創設者である善光寺大勸進副住職の奥田貫照師は、救貧施設の設立を発案し、善光寺門前町の篤志家たちを束ね、独自の運営方法により施設運営を開始した。その後、1910(明治43)年、大勸進養育院の入院者数の増大に伴い、新たな事業展開が必要となってきた。創設からこの時期までの約30年間には、経済混乱を招いた松方デフレ、日清戦争、日露戦争など混乱する事態が社会に生じ、国民の生活も厳しい状況であった。このような時代背景により、貧富の差は拡大し、貧困問題も社会問題として重要な課題と認識された。この時代経過には社会的弱者が多く発生し、これらへの対応の要望も増加したため、善光寺大勸進養育院の運営に関しても会議で議論され対応策が検討された。

今回の研究の視点は、「大勸進養育院」の明治後期から大正期における運営の中から、1900(明治33)年での大規模な財政転換の方法と、1925(大正14)年での財団法人化に向けた取り組みについて取り上げる。この当時の施設と行政のパイプがどのようなようであったか、また、財団法人化への寄附行為がどのような背景と目的で行われていたか。また、当時の貧民の救済を実践していた他の施設における寄付行為への動向についても比較を行う。

当時の社会病理(貧困問題等)を補充・支援を実施して社会的問題解決の一翼を担っていた救貧施設事業について、当時の資料や新聞記事をもとに検証を行う。

3. 倫理的配慮

史料の扱いについては、人物、活動地域等の情報に関してプライバシーと人権の点から配慮を行った。

4. 研究結果

創設者の奥田貫照師は、落伍者の発生は社会的欠陥であり、廃疾・不具・孤児・貧児の救済は地域における急務であるという発想を原点として、地域の篤志家との関わりを軸に貧民の救済に尽力した。奥田貫照師の築いた救貧事業は以後受け継がれ、大正の中期には孤児を含めた延べ人数 213 名（そのうち退院者 73 名、死亡者 96 名、他 9 名）を救済する救貧施設に発展した。

以下が、養育院運営における基本財源である。

- 1) 年賦金・・・元資金を地域の篤志家に貸し付け、10 年間（年 2 回）の年賦返済にし、そこから発生する利子を運営費に充当した。
- 2) 慈恵金・・・町村補助員の慈恵活動による、金子による寄附金。
- 3) 大勸進維持金・・・大勸進より運営費として毎年 100 円を支給。
- 4) 長野町役場補助金・・・1895（明治 28）年（25 円）～明治 32 年（12.5 円）支給。
- 5) 長野県経費補助金・・・1901（明治 34）年から金 300 円支給。
- 6) 恤救米金・・・1900（明治 33）年より毎年 96 円～312 円（大正 4 年）支給。
- 7) 慈恵箱収入・・・各地に設置した慈恵箱（長野鶴賀町遊郭、長野善光寺大勸進内、小県郡上田別所北向観音、長野善光寺萬善堂内など）への寄附金。
- 8) 売店収入・・・1910（明治 43）年に善光寺山門下に建設された「養育院販売部」での販売利益。
- 9) 慈恵米・・・1909（明治 42）年から 1939（大正 14）年に行われた白米寄付の勧誘活動。
- 10) 物品慈恵・・・町村補助員の慈恵活動による、物品による寄附。
- 11) 施薬・・・長野町内の医師らによる医療奉仕活動。

また、事業の進展に伴い本院の運営組織をより強固にする必要性から組織を財団法人に構成することを決定し、1925（大正 14）年に内務省から許可され「財団法人大勸進養育院寄附行為」が決定した。この組織を形成することによって、従来以上に運営内容が明確に把握できる会計方法となった。

4. 考察

大勸進養育院は、地域の貧困問題を善光寺信仰が解決する形態を作っている。また、地域の結束が、それに応えたことで継続運営を可能にした。また、財団法人化に伴う組織の移行に関しては、組織的・事務的には大きな変更がなく手続きを完了している。これは創設以来からこれまでの会計方法が明確に整備されていたことが要因であり、奥田貫照師が施設運営に関しては会計基盤の重要性を認識し取り入れていた事が大きく、当時の施設事業における財団法人化移行の一例となる研究対象であると考えている。